淡路市商工会

建設技能資格取得推進助成金交付要綱

（目　的）

1. この要綱は，淡路市商工会会員（以下、会員という。）の事業主又は従業員等を対象に経営上で必要となる技能資格の取得を推進し、会員の資質向上と事業発展、拡大に資するため、受講経費の一部助成に関し必要な事項を定めるものとする。

（助成対象）

1. この要綱における助成対象者は、会員の事業主とその事業に従事する事業主の家族及び従業員とする。

（対象資格等）

第３条 この要綱における助成は、別紙に基づく技能の資格取得に関し、受講料（テキスト代含む）が**２０，０００円**以上のものに限りその一部について助成を行う。**但し、安全衛生教育等関係は除く。**

（助成の上限）

第４条 　この要綱における助成の額は次の額とする。

（１）**受講料の１／２以内**

　　　　（２）**１人あたり上限１万円（１事業所３名まで）**

（助成の順位）

第５条　　助成の順位は申請書兼請求書（様式１）により申請のあった**先着**とし、助成の総額に達した時、助成は終了する。

（助成の総額）

第６条 　この要綱での年度内（４月１日から翌３月３１日）総額は、予算の範囲内で淡路市商工会通常総代会において決定する。

（助成の申請）

第７条　 助成の申請は、次の書類を提出する。

（１）申請書兼請求書（様式１）

（２）助成対象となる技能講習で支払った受講料金の領収書の写し

（又は振込先が確認できる振込票の写し）

（３）受講資格の種類が確認できる書類（技能講習終了証等の写し）

附 則 　この要綱は、令和３年度淡路市商工会通常総代会の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

（別　紙：助成対象 技能講習一覧）

（対象資格等）

この要綱における助成は、別紙に基づく技能の資格取得に関し、受講料（テキスト代含む）が**２０，０００円**以上のものに限りその一部について助成を行う。**但し、安全衛生教育等関係は除く。**

【建設技能資格取得推進助成金対象資格】

（１）フォークリフト運転技能講習

（２）玉掛け技能講習

（３）高所作業車運転技能講習

（４）小型移動式クレーン運転技能講習

（５）足場の組立て等作業主任者技能講習

（６）床上操作式クレーン運転技能講習

（７）車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）

（８）車両系建設機械運転技能講習（基礎工事用）

# 　　　　　（９）車両系建設機械運転技能講習（解体用）

# （１０）不整地運搬車運転技能講習

# （１１）ショベルローダー等運転技能講習